



Tax & Legal Newsletter

2023 年 12 月

※本ニュースレターは、英文ニュースレターの翻訳版です。
日本語訳と[原文](#)（英文）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

オートメーションシステムへの投資に対する法人所得税の追加控除に関する規定、基準及び条件

2023 年 11 月 14 日付の所得税に関するタイ国歳入局長官通達（第 439 号）は、2022 年 3 月 21 日付の所得税に関するタイ国歳入局長官通達（第 421 号）を改正するために発行されたものであり、オートメーションシステムへの投資に対する企業又はパートナーシップの法人税追加控除に関する規則、基準、及び条件を規定している。法人所得税の追加控除は、2023 年 8 月 13 日付勅令（第 776 号）に基づき、2023 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの期間に拡大されたが、新通達（第 439 号）に基づき、2022 年 12 月 31 日までに取得され、使用準備が整った投資に関連する一定の規定も含まれる。

勅令第 439 号は、2021 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日の間に締結された契約書、発注書、請負工事発注書、又はその他類似の契約書において合意されたオートメーションシステムへの投資（ただし、当該資産を現状維持するための修繕費は除く）のために支出された金額について、100%（すなわち合計 200%）の追加控除を行うための規則、基準、及び条件を規定した。追加控除を希望する企業又はパートナーシップは、歳入局長官が定める書式にて、支払計画を含むオートメーションシステムに対する投資プロジェクト計画を作成し、歳入局のオンラインポータルを通じて以下の期限までに提出しなければなりません。

- 2022年12月31日までに取得し、使用する準備が整った機械設備又はコンピューター・プログラムに投資した企業又はパートナーシップについては、2024年12月31日までに計画を提出しなければならない。
- さらに2023年1月1日から2025年12月31日までの間に取得され、使用される予定の機械設備又はコンピューター・プログラムに投資する企業又はパートナーシップについては、2026年5月31日までに計画を提出しなければならない。

高度技能者の雇用に要した費用に対する法人所得税の追加控除に関する規定、基準及び条件

2023年11月14日付の所得税に関するタイ国歳入局長官通達（No.440）に基づき、企業又は法人組合が特定の高度技能人材に対して負担した給与費用（従業員1人当たり月額10万バーツを上限とする）に対して、法人所得税の50%（つまり合計150%）の追加控除を行うための規則、基準、及び条件が定められています。法人税の追加控除は、2023年8月13日付の勅令（第777号）に基づき、2025年12月31日まで延長されました。この追加控除は、科学、技術、工学、数学の分野で高度な技能を有し、タイ国立高等教育・科学・研究・イノベーション政策審議会の認定を受けた、対象業種に従事する人材の給与費用に適用されます。

給与費用は、勅令第777号に従い、2023年1月1日から2025年12月31日までに締結される雇用契約、又はこの期間に制定される他の関連勅令で規定される期間内に発生するものでなければなりません。

通達に基づく追加控除を申請する会社及び法人組合は、歳入局長官が定める書式で報告書を作成し、その報告書及び報告書を証明する書類を事業所に備え置き、税務調査官が閲覧できるようにしておかなければなりません。

従業員の能力開発のために支出した費用に対する法人所得税の追加控除に関する規定、基準及び条件

2023年11月14日付の所得税に関するタイ国歳入局長官通達（No.441）に基づき、企業又はパートナーシップが従業員を研修コースに参加させるため、又は科学、技術、工学、数学の分野における従業員研修プログラムを提供するために発生した費用について、150%の法人所得税の追加控除（すなわち合計250%の控除）を享受するための規則、基準、及び条件が規定されている。この法人税の追加控除は、2023年8月13日付の勅令（No.778）に基づき、2025年12月31日まで延長された。このような研修は、タイ国立高等教育・科学・研究・イノベーション政策審議会、タイ東部経済回廊（Thai Eastern Economic Corridor：EEC）委員会、タイ・デジタル経済振興庁、タイ・センター・オブ・ロボティクス・エクセレンス（Thai Center of Robotics Excellence：CoRE）理事会

の承認を得なければならない。このような費用は2023年1月1日から2025年12月31日までに発生し、さらにこのような研修は2025年12月31日までに開始され、企業またはパートナーシップの事業に利益をもたらす目的で実施されなければならないと規定されている。

2024年1月1日以前に発生し、2024年課税年度からタイに持ち込まれた過年度の外国源泉所得の取扱いに関するガイダンスの更新

2023年11月20日、タイ国歳入局は、2023年9月15日付指示No. 162/2566（以下「Paw.162」）は、2023年9月15日付で、タイ国税法典（TRC）第40条に基づき、国外での地位、国外での事業、国外に所在する財産（TRC第41条第2項に概説されている）から前課税年度において発生し、2024年の課税年度（すなわち2024暦年）又はそれ以降の課税年度にタイに持ち込まれた評価対象所得に対する個人所得税の取扱いについて、税務官に対する査察のガイダンス、及びタイに居住する個人に対するガイダンスを提供するものである。これは、タイ国税庁（Thai Revenue Department：以下「TRD」）が発表した教令No. 161/2566（以下「Paw.161」）が2023年9月に発表され、2024年1月1日以降にタイに持ち込まれる評価対象所得は、タイに持ち込まれた年にタイの個人所得税の課税対象となることが示されました。Paw.161以前は、外国源泉所得は一般に、その所得が発生した年にタイに持ち込まれた場合にのみ個人所得税の課税対象とされていました）。Paw.162に基づき162条は、161条第1項に第2項を追加したものです。162条は、161条第1項の第2項として追加項を導入し、「第1項は、2024年1月1日以前に発生した外国源泉所得には適用されない」ことを明確にしています。

FATCA 国際データ交換サービスを通じたデータ交換に関する規定及び手続

2023年11月22日、タイ国歳入局長官は、国際税務コンプライアンスの向上と米国外国口座税務コンプライアンス法（US Foreign Account Tax Compliance Act：以下「FATCA」）に関連する手続の実施のため、2016年にタイと米国の間で締結された政府間協定に記載された情報交換に使用する国際データ交換サービス（International Data Exchange Service：以下「IDES」）を通じた必要情報の提出に関する規則と手続を規定した通達を発表した。2014年から2022年までに報告義務のある情報を入手した報告当事者は、2024年6月30日までにその情報を提出しなければならず、2022年以降に入手した報告義務のある情報は、情報を入手した年の翌年6月30日までに提出しなければなりません（担当官庁への情報収集・報告に関する省令による）。

本通知に規定される規則及び手続には、報告当事者は、歳入局のウェブサイトを通じて、FATCA登録システムを通じてグローバル仲介者識別番号（Global Intermediary Identification Number：GIIN）を申請し、認証局が発行したデジタル証明書を提供し、歳入局のウェブサイトを通じてIDESシステムに登録することが求められます。報告当事者は、米国の報告対象口座に関する情報及び報告当事者に関する情報（口座名義

人及び支配者（もしあれば）の氏名、住所、米国連邦納税者番号（US Federal Taxpayer Identification Number：US TIN）、口座番号、又は口座番号が入手できない場合に代替と認められる書類などを準備しなければなりません。必要な情報は、IDES システムの FATCA XML スキーマに従い、XML 形式で提出しなければなりません。適用される規則及び手続に関する詳細は、TRD 事務局長からの通知に掲載されています。

FATCA 遵守状況確認のための申請書

2023 年 11 月 22 日、タイ国歳入局長官は、国際的な税務コンプライアンスを改善し、米国 FATCA に関連する手続を実施するため、2016 年にタイと米国の間で署名された政府間協定（Intergovernmental Agreement：IGA）を実施するために発行された「国際的な税務コンプライアンスを改善し、FATCA を実施するためのアメリカ合衆国政府とタイ王国政府との間の協定に関する法律」BE 2560（2017 年）に基づき、FATCA の遵守に関するステータスの検証を希望する企業向けの申請フォーム（すなわち、政府間協定の下で要求される特定の情報の報告義務の対象であるかどうかの検証を要求するためのもの）を提供する通達を発表しました。関連する書式は、米国 FATCA への準拠に関する地位確認書の申請及びその発行に関する省令の第 2 項及び第 5 項最終段落に規定されており、申請書は、企業の電子申告登録時に生成されたユーザー名とパスワードを使用して、TRD のウェブサイトを通じて提出する必要があります。

米国 FATCA への準拠状況に関する確認書の要請は、歳入局からの確認メッセージを受信した後に行うことができます。

Contacts

本ニュースレターに関するご意見・ご質問は、下記の連絡先までお問い合わせください。

Anthony Visate Loh

International Tax & Legal

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40112

Email: aloh@deloitte.com

Mark Kuratana

Global Employer Services

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40125

Email: mkuratana@deloitte.com

Alisa Arechawapongsawat

Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40171

Email: aarechawapongsawat@deloitte.com

Nu To Van

Indirect Tax (Customs & VAT)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40163

Email: ntovan@deloitte.com

Chairak Trakhulmontri

Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40157

Email: ctrakhulmontri@deloitte.com

Patcharaporn Pootranon

Legal - Corporate

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40173

Email: ppootranon@deloitte.com

Darika Sophonawat

Business Tax (Tax Compliance)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40115

Email: dsophonawat@deloitte.com

Pornpun Niyomthai

Global Employer Services – Immigration

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40175

Email: pniyomthai@deloitte.com

Dr. Kancharat Thaidamri

Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40118

Email: kthaidamri@deloitte.com

Stuart Simons

Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40135

Email: ssimons@deloitte.com

Korneeka Koonachoak

Business Tax (Value Chain Alignment)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40122

Email: kkoonachoak@deloitte.com

Wanna Suteerapornchai

Business Tax (M&A)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40144

Email: wsuteerapornchai@deloitte.com



Dbriefs

A series of live, on-demand and interactive webcasts focusing on topical tax issues for business executives.



Power of With

Focus on the power humans have with machines.



Tax@hand

Latest global and regional tax news, information, and resources.

Get in touch



Deloitte Thailand | Add as safe sender

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Thailand

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organisation”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.